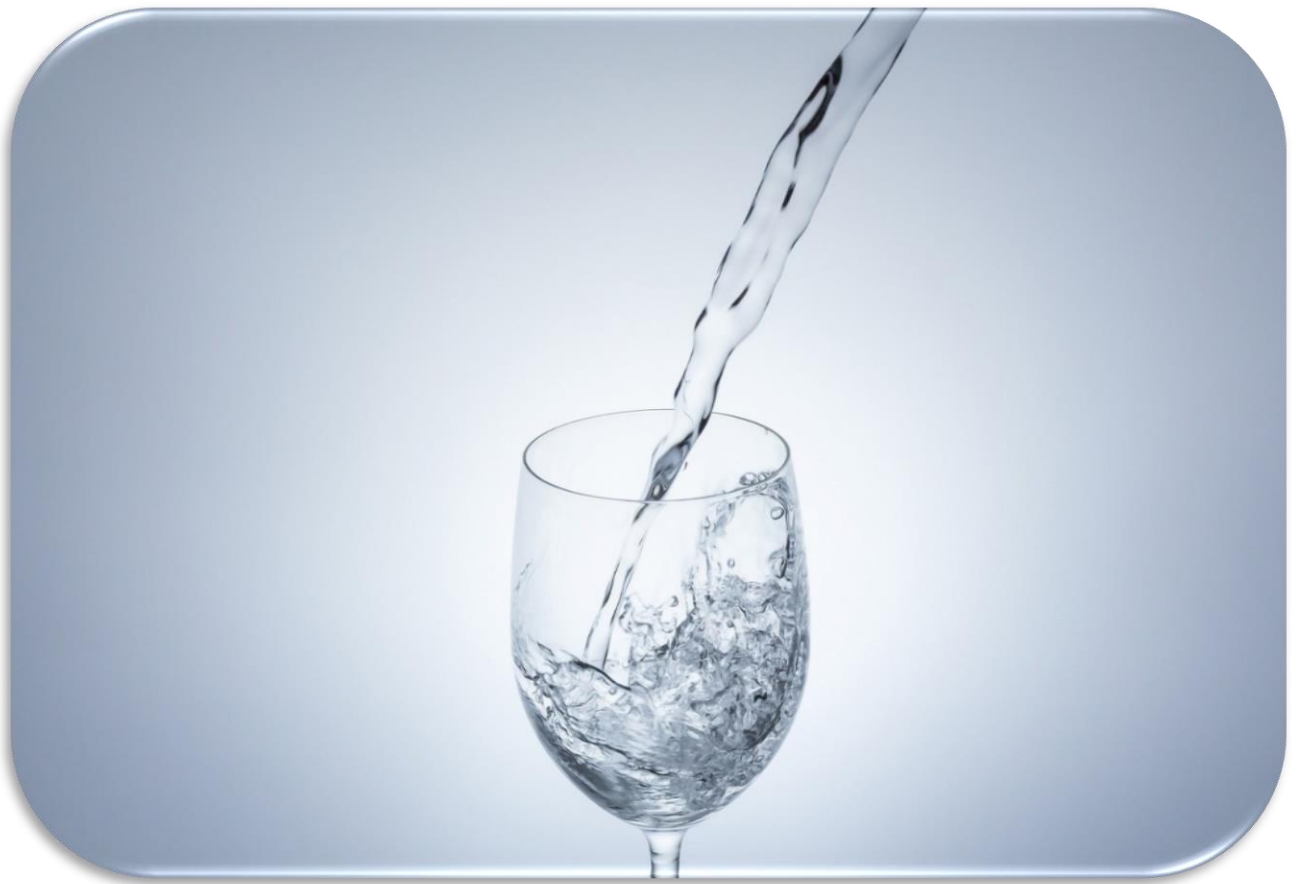


# 見附市上下水道局

## 令和7年度 水質検査計画



**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

見附市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています



この事業は SDGs の 17 のゴールの内  
1つに該当します

# 1. 本編

1. 基本方針	1
(1) 品質保証のための水質検査（法令検査）	
(2) 品質管理のための水質検査（独自検査）	
(3) 重点項目検査（独自検査）	
2. 水道事業の概要	2
(1) 給水状況	
(2) 浄水施設概要	
(3) 信濃川	
(4) 刈谷田川	
3. 水道の原水及び水道水の状況	3
(1) 原水の汚染要因、水質管理上の留意事項及び水道水の留意点	
4. 検査地点と検査項目及び検査頻度	4
(1) 品質保証のための水質検査	
① 毎日検査	
② 毎月検査	
③ 基準全項目検査	
(2) 品質管理のための水質検査	
① 河川水質検査	
② 浄水工程検査	
③ 水質管理目標設定項目検査	
(3) 重点項目検査	
① 異臭味検査	
② 消毒副生成物検査	
③ 原虫検査	
④ 農薬検査	
⑤ 残留塩素検査	
5. 水質検査方法	7
6. 水質検査の精度と信頼性確保	7
7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表	7
8. 水質汚染事故への対応	8
(1) 臨時の水質検査	
(2) 関係機関との連携	

## 2. 資料編

1. 見附市上水道給水区域図	9
2. 別表1「水質検査頻度決定表」	10
3. 別表2「毎日検査項目」	11
4. 別表3「毎月検査項目及び基準全項目検査」	12
5. 別表4「河川水質検査及び浄水工程検査」	14
6. 別表5「水質管理目標設定項目検査」	16
7. 別表6「異臭味検査」	17
8. 別表7「消毒副生成物検査」	17
9. 別表8「原虫検査」	18
10. 別表9「農薬検査」	18
11. 別表10「残留塩素検査」	18
12. 別表11「原水水質検査計画 一覧表」	19
13. 別表12「浄水水質検査計画 一覧表」	21
14. 用語解説一覧	27



水質検査計画は、地域性・効率性を踏まえて、適正化と透明性を確保するために、水質検査項目等を明示するものです。水質検査は、水質基準に適合し安全であることを確認するために不可欠であり、水道の水質管理の中樞をなすものです。

見附市上下水道局では、常に「清浄な水の供給」に努めるとともに、住民の皆様に、より安心して水道水をご利用いただけるよう、次のとおり、『見附市水質検査計画』を策定し、公表するものです。

なお、本計画において、                    が記されている用語については、27ページに解説一覧を掲載してありますので、ご参照願います。

## **【 1. 基本方針 】**

### **(1) 品質保証のための水質検査 (法令検査)**

「水道法に適合しているか」の検査を行います。

水道水が水質基準に適合していることを確認するために、水道法で義務付けられている項目をすべて検査し、水道水の安全性を保証します。

### **(2) 品質管理のための水質検査 (独自検査)**

「浄水場の水づくりが適切か」を確認する検査を行います。

原材料である河川の水から、浄水場の出口までの水質検査を行い、浄水処理施設が適正に機能して安全な水道水を製造しているかを確認します。

### **(3) 重点項目検査 (独自検査)**

「より安全でおいしい水を求める」検査を行います。

「品質保証のための水質検査」や「品質管理のための水質検査」以外の検査項目についても水質管理を行い、住民の皆様により安心しておいしい水道水を使っていただけるよう努めます。

## 【 2. 水道事業の概要 】

見附市の水道水は、見附市全域と長岡市の一部（中之島地域）に給水しています。

### （1）給水状況

区分	内容		
給水区域	見附市、長岡市（中之島地域）		
給水人口	見附市	中之島地域	合計
	38,387人	10,608人	48,995人
給水世帯数	見附市	中之島地域	合計
	15,342世帯	3,838世帯	19,180世帯
配水量	計画値	最大値	平均値
	23,000 m <sup>3</sup> /日	19,835 m <sup>3</sup> /日	17,775 m <sup>3</sup> /日

注1：給水人口、給水世帯数、計画排水量は、令和5年度末現在の数値。

注2：最大配水量、平均配水量は、令和5年度における最大値・平均値。

### （2）浄水施設概要

浄水場名	青木浄水場		
所在地	見附市青木町338		
原水の種類	信濃川・刈谷田川ともに表流水		
浄水処理能力	23,000 m <sup>3</sup> /日		
浄水方式	セラミック膜ろ過		
使用する薬剤・資材	酸剤	希硫酸	
	アルカリ剤	水酸化ナトリウム	
	凝集剤	ポリ塩化アルミニウム	
	消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	
	資材	微粉炭	

### （3）信濃川系統（水利権量 23,300 m<sup>3</sup>/日）※

信濃川取水地点は、長岡市川袋町字大川向（蔵王橋下流約5km 信濃川右岸）にあり、日平均8,395 m<sup>3</sup>取水しています。

導水管を経て見附市青木浄水場に送られた原水は、（4）の刈谷田川の原水と混合のうえ、浄水処理を行い、各家庭に送られます。

### （4）刈谷田川系統（水利権量 26,000 m<sup>3</sup>/日）※

刈谷田川取水地点は、見附市青木町（JR信越本線 刈谷田鉄橋下流 約60m 刈谷田川右岸）にあり、日平均9,311 m<sup>3</sup>取水しています。

原水は、（3）の信濃川の原水と混合のうえ、浄水処理を行い、各家庭に送られます。

※両河川合わせた水利権量は26,800 m<sup>3</sup>/日

### 【 3. 水道の原水 及び 水道水の状況 】

水道の原水の状況から、原水の汚染要因及び水質管理上留意しなければならない項目を下記に示しました。

また、浄水場出口から給水栓（じゃ口）までの間で、留意する事項について、下記に示しました。

#### （1）原水の汚染要因、水質管理上の留意事項及び水道水の留意点

	信濃川	刈谷田川
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水、工場排水等による水源の汚染。</li> <li>降雨による濁度上昇や夏季の湧水など自然の影響による水質変化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水、工場排水等による水源の汚染</li> <li>降雨による濁度上昇など自然の影響による水質変化。</li> <li>夏期に取水口下流の堰が閉じて滞留した河川水による色度及びpH値の上昇。</li> </ul>
水質管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨時などに高濃度の溶解性マンガンが流入する可能性がある。</li> <li>pH値</li> <li>濁度</li> <li>原虫類 (クリプトスポリジウム) (ジアルジア)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水口下流の堰が開き、河川水位が低下することで、取水が困難となる恐れがある。</li> <li>pH値</li> <li>濁度</li> <li>原虫類 (クリプトスポリジウム) (ジアルジア)</li> </ul>
水道水の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場から配水池を経由した遠方への配水による残留塩素濃度の低下。</li> </ul>	

浄水場では、原水の汚染状況及び水道水の状況を把握して、適正な浄水処理を徹底しています。

水道水は、水質基準に適合した安全で、清浄な水です。

## 【 4. 検査地点と検査項目 及び 検査頻度 】

### (1) 品質保証のための水質検査

給水栓の水を対象として、毎日行う検査、月に1回行う検査及び2ヶ月に1回行う検査に分類されます。

検査頻度は、水質検査頻度決定表（別表-1参照）より検討しました。

水道法に基づいた項目と頻度で検査を行います。

分類	検査名称	検査を行う場所	項目数	検査する項目
①	毎日検査	給水栓 (3ヶ所)	3	色・濁り・消毒の残留効果
②	毎月検査	給水栓 (4ヶ所)	9	水質変化の指標となる項目
③	基準 全項目検査	給水栓 (4ヶ所)	51	水質基準のすべての項目

#### ① 毎日検査（水質基準項目）……別表-2参照

測定場所は、浄水場からの直送系統（長岡市大沼新田）、嶺崎配水池系（見附市椿澤町）及び観音坂配水池系（見附市杉澤町）の3ヶ所です。

1日1回、色・濁り・残留塩素の3項目の水質検査を行います。

#### ② 毎月検査（水質基準項目）……別表-3参照

測定場所は、4ヶ所あります。

浄水場からの直送系統（1ヶ所、長岡市中之島西野）と嶺崎配水池系統（2ヶ所、見附市指出町、椿澤町）及び観音坂配水池系統（1ヶ所、見附市杉澤町）です。

1ヶ月に1回、一般細菌・大腸菌・味・臭気及び濁度等の水質基準9項目について、水質検査を行います。

#### ③ 基準全項目検査（水質基準項目）……別表-3参照

給水栓（毎月検査と同様の4ヶ所）で、水質基準のすべての項目（51項目）について水質検査を行います。



## (2) 品質管理のための水質検査

安全な水道水が製造されているかを確認するために、河川水質検査、浄水工程検査及び水質管理目標設定項目検査などに分類し、必要な項目について、適切な頻度で検査を行います。

なお、浄水の放射性物質検査（ヨウ素・セシウム134・137）は、必要に応じて検査を行います。

分類	検査名称	検査を行う場所	項目数	検査する目的
①	河川水質検査	信濃川・刈谷田川取水口	39	河川水質の年間変動を把握。水道水の原料としての性状を把握。
②	浄水工程検査	浄水場出口	51	浄水場が良好に稼動しているか確認。
③	水質管理目標設定項目検査	給水栓（4ヶ所） 浄水場出口	26	将来にわたり、水道水の安全性の確保に万全を期する観点から、留意すべき水質項目について確認。
		取水口（2ヶ所）	22	

### ① 河川水質検査・・・別表-4 参照

検査地点は、水源（信濃川・刈谷田川）の取水口2ヶ所です。

河川水質の年間変動と水道水の原料としての性状を把握する目的で検査を行います。

### ② 浄水工程検査・・・別表-4 参照

浄水場では、浄水処理における水質の変化を監視するため、日常業務でpH値、濁度、色度及び残留塩素濃度等を連続測定しており、適切な浄水処理が行われています。

このような測定項目が正しく管理され正確な値を示していることや浄水処理工程が適切に管理されていることを再確認するために検査を行います。

### ③ 水質管理目標設定項目検査・・・別表-5 参照

水質管理目標設定項目（一般環境中で検出されている項目、使用量が多く今後、水道水中でも検出される可能性がある項目及び水道水質管理上留意すべき項目）のうち、必要な項目を適切な頻度で、原水（信濃川・刈谷田川）、浄水及び給水栓（毎月検査と同様の4ヶ所）のすべての採水箇所で行います。

### (3) 重点項目検査

より安全でおいしい水を求めて、異臭味検査、消毒副生成物検査、原虫検査、農薬検査、残留塩素調査を行います。

分類	検査名称	検査を行う場所	検査する目的
①	異臭味検査	給水栓 (4ヶ所)	異臭味を除去する微粉炭の最適な使用量を確認し、「おいしい水」を供給するため。
②	消毒副生成物検査	給水栓 (4ヶ所)	夏期における消毒副生成物の濃度上昇を考慮し検査頻度を上げて安全性を確保するため。
③	原虫検査	信濃川・刈谷田川 取水口 浄水場出口	塩素で死滅しない「クリプトスポリジウム・ジアルジア」等の検査を行います。
④	農薬検査	信濃川又は刈谷田 川取水口 浄水場出口	農薬(除草剤)の成分であるテフリトリオン、ピラクロニルの検査を行い、安全性を確認する。
⑤	残留塩素検査	給水栓 管末ドレン (各4ヶ所)	水道水に含まれる塩素濃度を必要最小限に維持し、「おいしい水」を供給するため。

#### ① 異臭味検査……別表-6 参照

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目の検査を藻類の発生する時期に、1ヶ月あたり1回、給水栓(毎月検査と同様の4ヶ所)で行います。

#### ② 消毒副生成物検査……別表-7 参照

トリハロメタン等の消毒副生成物の濃度上昇が懸念される時期に、1ヶ月あたり1回、給水栓(毎月検査と同様の4ヶ所)で行います。

#### ③ 原虫検査……別表-8 参照

原水及び浄水の耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウムとジアルジア)の汚染状況を把握するために検査を行います。

また、クリプトスポリジウムの汚染の指標となる、大腸菌と嫌気性芽胞菌の検査も併せて行います。

#### ④ 農薬検査……別表-9 参照

農薬(除草剤)の成分であるテフリトリオン、ピラクロニルについて、農繁期に検査を行います。

#### ⑤ 残留塩素検査……別表-10 参照

安全でおいしい水を供給するため8ヶ所(うち4ヶ所は毎月検査と同様)で定期的に残留塩素濃度、水温を測定し残留塩素低減化に努めます。

## **【 5. 水質検査方法 】**

水質検査は、水道法第20条第3項の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者への委託検査とし、検査項目及び検査頻度は、別紙の水質検査表に掲げるとおりとします。

検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する法令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）により行います。

その他の項目については、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

## **【 6. 水質検査の精度と信頼性確保 】**

委託検査機関には、内部精度管理と毎年環境省が行う外部精度管理等の結果の報告を義務付け、水質検査の信頼性を確保します。

委託検査機関の選定については、環境省が行う外部精度管理調査において「適正」の評価に該当した検査機関の中から委託先を決定します。

## **【 7. 水質検査計画 及び 水質検査結果の公表 】**

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に、策定及び見附市ホームページへの掲載を行い、その計画に基づき水質検査を実施します。

水質検査結果は、浄水場出口および各地域の給水栓（じゃ口）で実施している毎月の検査結果を、見附市ホームページに掲載します。

皆様から寄せられたご意見や水質検査結果等を基に、水質検査計画の内容の評価・見直しを行います。

## 【 8. 水質汚染事故への対応 】

### (1) 臨時の水質検査

青木浄水場では、**魚類監視装置**・油分検知装置及び信濃川取水場監視カメラにより原水を監視しています。

原水等で、下記のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が出来ないか又は、給水栓の水で水質基準値を超過するおそれがある場合には、直ちに取水を停止し、必要に応じて水源・浄水場及び給水栓から採水し、水質基準を超過するおそれのある項目について臨時の検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したときに直ちに実施し、給水栓の安全が確認されるまで行います。

### (2) 関係機関との連携

水源で水質事故等が発生した場合には、浄水場への影響を未然に防止するために正確な情報収集と迅速な対応が求められます。

国・県及び流域市町村で組織する「信濃川水質汚濁対策連絡協議会や」水道事業体で組織する「信濃川・阿賀野川両水系水質協議会」の通報連絡体制で情報交換を図りながら現場調査を行い、安全な水道水源の確保に努めていきます。

## 【 資料 1 見附市上水道給水区域図 】

### 【検査を行う場所】

- ★ 原水検査…………… 2ヶ所（青木浄水場、信濃川取水場）
- ▲ 給水栓毎月検査…… 4ヶ所（杉澤、椿澤、指出、西野）
- 浄水行程検査………… 1ヶ所（青木浄水場）
- ▼ 給水栓毎日検査…… 3ヶ所（杉澤、椿澤、大沼新田）
- ◆ 管末残留塩素検査… 4ヶ所（宮之原、田之尻、三林、並木新田）



### 【 凡 例 】

給水区域

【資料2 別表1「水質検査頻度決定表(1)」】

区分	No.	水質基準項目	基準値	検査計画		
				施行規則による検査回数	令和7年度の検査回数	設定理由
健康に関する項目	病原微生物	1 一般細菌	100 個/mL 以下	1 ヶ月に 1 回	1 ヶ月に 1 回	注1のとおり
		2 大腸菌	検出 されないこと			
	金属類	3 カドミウム	0.003 mg/L 以下	3 ヶ月に 1 回	2 ヶ月に 1 回	
		4 水銀	0.0005 mg/L 以下			
		5 セレン	0.01 mg/L 以下			
		6 鉛	0.01 mg/L 以下			
		7 ヒ素	0.01 mg/L 以下			
		8 六価クロム	0.02 mg/L 以下			
	無機物	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下			
		10 シアン	0.01 mg/L 以下			
		11 硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/L 以下			
		12 フッ素	0.8 mg/L 以下			
		13 ホウ素	1.0 mg/L 以下			
	有機物	14 四塩化炭素	0.002 mg/L 以下			
		15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下			
		16 シス・トランス-1,2 ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下			
		17 ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下			
		18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
		19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
		20 ベンゼン	0.01 mg/L 以下			
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.60 mg/L 以下	3 ヶ月に 1 回	2 ヶ月に 1 回  8・9月は 1 ヶ月に 1 回	
		22 クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下			
		23 クロロホルム	0.06 mg/L 以下			
		24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下			
		25 ジブロモクロロメタン	0.10 mg/L 以下			
		26 臭素酸	0.01 mg/L 以下			
		27 総トリハロメタン	0.10 mg/L 以下			
		28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下			
		29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下			
		30 ブロモホルム	0.09 mg/L 以下			
		31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下			

注1：信濃川・刈谷田川の原水は、直近上流にある下水処理場の影響により、水質が大きく変動し、浄水処理に支障をきたす恐れがあるため、法令の基準回数より検査頻度を高めます。

【資料2 別表1「水質検査頻度決定表(2)」】

区分	No.	水質基準項目	基準値	検査計画			
				施行規則による検査回数	令和7年度の検査回数	設定理由	
性状に関する項目	金属類	32 亜鉛	1.00 mg/L 以下	3ヶ月に1回	2ヶ月に1回	注1のとおり	
		33 アルミニウム	0.20 mg/L 以下				
		34 鉄	0.30 mg/L 以下				
		35 銅	1.00 mg/L 以下				
		36 ナトリウム	200 mg/L 以下				
		37 マンガン	0.05 mg/L 以下				
	無機物	38 塩化物イオン	200 mg/L 以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		
		39 硬度	300 mg/L 以下	3ヶ月に1回	2ヶ月に1回		
	一般性状	40 蒸発残留物	500 mg/L 以下				
	有機物	41 陰イオン界面活性剤	0.20 mg/L 以下				藻類発生期 1ヶ月に1回
		42 ジェオスミン	0.0001 mg/L 以下				
		43 2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/L 以下	3ヶ月に1回	2ヶ月に1回		
		44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下				
		45 フェノール類	0.005 mg/L 以下				
	一般性状	46 有機物(TOC)	3.00 mg/L 以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回		注1のとおり
		47 pH値	5.8~8.6				
48 味		異常でないこと					
48 臭気		異常でないこと					
50 色度		5.0 mg/L 以下					
51 濁度		2.0 mg/L 以下					

注1：信濃川・刈谷田川の原水は、直近上流にある下水処理場の影響により、水質が大きく変動し、浄水処理に支障をきたす恐れがあるため、法令の基準回数より検査頻度を高めます。

注2：これらの物質を生成する藻類が発生する可能性がある期間において、検査を実施します。

【資料3 別表2「毎日検査項目」】

No.	検査項目	評価	検査頻度	実施地点
1	色	異常がないこと	毎日	見附市 杉澤町 (観音坂配水地系)
2	濁り	異常がないこと		見附市 椿澤町 (嶺崎配水地系)
3	消毒の残留効果	0.1mg/L 以上		長岡市大沼新田 (浄水場からの直送系)

注：需要家に委託して検査を実施します。

【資料4 別表3「毎月検査 及び 基準全項目検査（1）」】

区分	No.	水質基準項目	検査頻度（回／年）			実施地点
			毎月検査	基準全項目検査	合計	
健康に関する項目	病原微生物	1 一般細菌	6	6	12	見附市 指出町 " 椿澤町 (嶺崎配水池系)  見附市 杉澤町 (観音坂配水池系)  長岡市中之島西野 (浄水場からの直送系)  合計4地点
		2 大腸菌	6	6	12	
	金属類	3 カドミウム		6	6	
		4 水銀		6	6	
		5 セレン		6	6	
		6 鉛		6	6	
		7 ヒ素		6	6	
		8 六価クロム		6	6	
	無機物	9 亜硝酸態窒素		6	6	
		10 シアン		6	6	
		11 硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素		6	6	
		12 フッ素		6	6	
		13 ホウ素		6	6	
	有機物	14 四塩化炭素		6	6	
		15 1,4-ジオキサン		6	6	
		16 シス・トランス-1,2 ジクロロエチレン		6	6	
		17 ジクロロメタン		6	6	
		18 テトラクロロエチレン		6	6	
		19 トリクロロエチレン		6	6	
		20 ベンゼン		6	6	
	消毒副生成物	21 塩素酸		6	6	
		22 クロロ酢酸		6	6	
		23 クロロホルム		6	6	
		24 ジクロロ酢酸		6	6	
		25 ジブロモクロロメタン		6	6	
		26 臭素酸		6	6	
		27 総トリハロメタン		6	6	
		28 トリクロロ酢酸		6	6	
		29 ブロモジクロロメタン		6	6	
		30 ブロモホルム		6	6	
		31 ホルムアルデヒド		6	6	

注：検査機関に委託して検査を実施します。



【資料4 別表3「毎月検査及び基準全項目検査(2)」】

区分	No.	水質基準項目	検査頻度(回/年)			実施地点
			毎月検査	基準全項目検査	合計	
性状に関する項目	金属類	32 亜鉛		6	6	見附市 指出町 " 椿澤町 (嶺崎配水池系)  見附市 杉澤町 (観音坂配水池系)  長岡市中之島西野 (浄水場からの直送系)  合計4地点
		33 アルミニウム		6	6	
		34 鉄		6	6	
		35 銅		6	6	
		36 ナトリウム		6	6	
		37 マンガン		6	6	
	無機物	38 塩化物イオン	6	6	12	
		39 硬度		6	6	
	一般性状	40 蒸発残留物		6	6	
	有機物	41 陰イオン界面活性剤		6	6	
		42 ジェオスミン		6	6	
		43 2-メチルイソボルネオール		6	6	
		44 非イオン界面活性剤		6	6	
		45 フェノール類		6	6	
	一般性状	46 有機物(TOC)	6	6	12	
		47 pH値	6	6	12	
		48 味	6	6	12	
		48 臭気	6	6	12	
50 色度		6	6	12		
51 濁度		6	6	12		

注：水道法20条の認定を受けた検査機関に委託して検査を実施します。

【資料5 別表4「河川水質検査及び浄水工程検査(1)」】

区分	No.	水質基準項目	検査頻度(回/年)			実施地点
			河川水質検査		浄水 工程検査	
			信濃川 取水口	刈谷田川 取水口	浄水場 出口	
健康に関する項目	病原微生物	1 一般細菌	4	4	1 2	【河川水質検査】 長岡市 川袋町 (信濃川取水口)  見附市 青木町 (刈谷田川取水口)  【浄水工程検査】  見附市 青木町 (青木浄水場出口)
		2 大腸菌	4	4	1 2	
	金属類	3 カドミウム	4	4	1 2	
		4 水銀	4	4	1 2	
		5 セレン	4	4	1 2	
		6 鉛	4	4	1 2	
		7 ヒ素	4	4	1 2	
		8 六価クロム	4	4	1 2	
		無機物	9 亜硝酸態窒素	4	4	
	10 シアン		4	4	1 2	
	11 硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素		4	4	1 2	
	12 フッ素		4	4	1 2	
	13 ホウ素		4	4	1 2	
	有機物	14 四塩化炭素	4	4	1 2	
		15 1,4-ジオキサン	4	4	1 2	
		16 シス・トランス-1,2 ジクロロエチレン	4	4	1 2	
		17 ジクロロメタン	4	4	1 2	
		18 テトラクロロエチレン	4	4	1 2	
		19 トリクロロエチレン	4	4	1 2	
		20 ベンゼン	4	4	1 2	
	消毒副生成物	21 塩素酸			1 2	
		22 クロロ酢酸			1 2	
		23 クロロホルム			1 2	
		24 ジクロロ酢酸			1 2	
		25 ジブロモクロロメタン			1 2	
		26 臭素酸			1 2	
		27 総トリハロメタン			1 2	
		28 トリクロロ酢酸			1 2	
		29 ブロモジクロロメタン			1 2	
		30 ブロモホルム			1 2	
		31 ホルムアルデヒド			1 2	

注：水道法20条の認定を受けた検査機関に依頼して検査を実施します。

【資料5 別表4「河川水質検査及び浄水工程検査(2)」】

区分	No.	水質基準項目	検査頻度(回/年)			実施地点
			河川水質検査		浄水工程検査	
			信濃川取水口	刈谷田川取水口	浄水場出口	
健康に関する項目	金属類	32 亜鉛	4	4	1 2	【河川水質検査】
		33 アルミニウム	4	4	1 2	
		34 鉄	4	4	1 2	
		35 銅	4	4	1 2	
		36 ナトリウム	4	4	1 2	
		37 マンガン	4	4	1 2	
	無機物	38 塩化物イオン	4	4	1 2	長岡市 川袋町 (信濃川取水口)
		39 硬度	4	4	1 2	
	一般性状	40 蒸発残留物	4	4	1 2	見附市 青木町 (刈谷田川取水口)
	有機物	41 陰イオン界面活性剤	4	4	1 2	【浄水工程検査】
		42 ジェオスミン	4	4	1 2	
		43 2-メチルイソボルネオール	4	4	1 2	
		44 非イオン界面活性剤	4	4	1 2	
		45 フェノール類	4	4	1 2	
	一般性状	46 有機物(TOC)	4	4	1 2	見附市 青木町 (青木浄水場出口)
47 pH値		4	4	1 2		
48 味				1 2		
48 臭気		4	4	1 2		
50 色度		4	4	1 2		
51 濁度		4	4	1 2		

注：水道法20条の認定を受けた検査機関に依頼して検査を実施します。

【 資料 6 別表 5 「水質管理目標設定項目検査」 】

区分	No.	水質管理目標設定項目	浄水における 目標値	検査頻度 (回/年)			
				浄水		原水	
				浄水場	給水栓	信濃川	刈谷田川
無機物 ・ 重金属	1	アンチモン	0.015 mg/L以下	1	1	1	1
	2	ウラン	0.002 mg/L以下	1	1	1	1
	3	ニッケル	0.01 mg/L以下	1	1	1	1
一般 有機物	4	1.2ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	1	1	1	1
	5	トルエン	0.40 mg/L以下	1	1	1	1
	6	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.10 mg/L以下	1	1	1	1
消毒 副生成物	7	亜塩素酸	0.60 mg/L以下	1	1	—	—
消毒剤	8	二酸化塩素	0.60 mg/L以下	1	1	—	—
消毒 副生成物	9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下	1	1	—	—
	10	抱水クロラール	0.02 mg/L以下	1	1	—	—
農薬	11	農薬類	1以下	—	—	—	2
臭気	12	残留塩素	1.00 mg/L以下	1	1	—	—
味	13	硬度	10~100mg/L以下	1	1	1	1
着色	14	マンガン	0.01 mg/L以下	1	1	1	1
味	15	遊離炭酸	20.0 mg/L以下	1	1	1	1
臭気	16	1.1.1-トリクロロエタン	0.30 mg/L以下	1	1	1	1
	17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	1	1	1	1
味	18	有機物等	3.00 mg/L以下	1	1	1	1
臭気	19	臭気強度	3以下	1	1	1	1
味	20	蒸発残留物	30~200 mg/L以下	1	1	1	1
一般性状	21	濁度	1度以下	1	1	1	1
腐食	22	pH値	7.5程度	1	1	1	1
	23	腐食性(ラングリア指数)	-1~0	1	1	1	1
水道施設の健全性	24	従属栄養細菌	2000 CFU /mL以下	1	1	1	1
一般 有機物	25	1.1-ジクロロエチレン	0.10 mg/L以下	1	1	1	1
着色	26	アルミニウム	0.10 mg/L以下	1	1	1	1
発がん性	27	PFOS・PFOA	0.00005 mg/L以下	1	1	1	1

実施地点	浄水	浄水場 (見附市青木町)
		給水栓 (見附市椿澤町、指出町、杉澤町、長岡市中之島西野) ※4ヶ所を1回ずつ
	原水	信濃川 (長岡市川袋町) 刈谷田川 (見附市青木町)

注1：水道法20条の認定を受けた検査機関に委託して検査を実施します。

2：No.2「ウラン」、No.3「ニッケル」、No.9「ジクロロアセトニトリル」、No.10「抱水クロラール」、No.24「従属栄養細菌」の目標値は、いずれも暫定値です。

3：No.11「農薬類」の目標値は、『検出値と目標値の比の総和として1以下』です。

4：No.23「腐食性(ラングリア係数)」の目標値は、『-1程度とし、極力0に近づける』です。

5：No.27「PFOS・PFOA」の目標値は、『量の総和として0.00005mg/L以下』です。

6：農薬類検査は、信濃川・阿賀野川両水系水質協議会の共同調査による。

### 【資料7 別表6「異臭味検査」】

区分	No.	検査項目	検査頻度(回/年)			
			椿澤町	指出町	杉澤町	中之島西野
カビ臭	1	ジェオスミン	3	3	3	3
	2	2-メチルイソボルネオール	3	3	3	3

注1：水道法20条の認定を受けた検査機関に委託して検査を実施します。

(検査実施地点) 見附市椿澤町、指出町、杉澤町、長岡市中之島西野の各給水栓

(検査を実施する月) 見附市椿澤町、指出町……………6・8・10月  
見附市杉澤町、長岡市中之島西野……5・7・9月

### 【資料8 別表7「消毒副生成物検査」】

区分	No.	検査項目	検査頻度(回/年)			
			椿澤町	指出町	杉澤町	中之島西野
消毒副生成物	1	塩素酸	1	1	1	1
	2	クロロ酢酸	1	1	1	1
	3	クロロホルム	1	1	1	1
	4	ジクロロ酢酸	1	1	1	1
	5	ジブロモクロロメタン	1	1	1	1
	6	臭素酸	1	1	1	1
	7	総トリハロメタン	1	1	1	1
	8	トリクロロ酢酸	1	1	1	1
	9	ブロモジクロロメタン	1	1	1	1
	10	ブロモホルム	1	1	1	1
	11	ホルムアルデヒド	1	1	1	1

注1：水道法20条の認定を受けた検査機関に委託して検査を実施します。

(検査実施地点) 見附市椿澤町、指出町、杉澤町、長岡市中之島西野の各給水栓

(検査を実施する月) 見附市椿澤町、指出町……………8月  
見附市杉澤町、長岡市中之島西野……9月

**【 資料 9 別表 8 「原虫検査」 】**

区分	No.	検査項目	検査頻度 (回/年)			実施地点
			信濃川	刈谷田川	浄水場出口	
病原性微生物	1	クリプトスポリジウム	4	4	1	長岡市 川袋町 (信濃川取水口)
	2	ジアルジア	4	4		見附市青木町 (刈谷田川取水口)
	3	大腸菌	4	4		
	4	嫌気性芽胞菌	4	4		見附市 青木町 (青木浄水場出口)

注1：水道法20条の認定を受けた検査機関に委託して検査を実施します。

(検査を実施する月) 信濃川、刈谷田川……5・8・11・2月 浄水場出口……7月

**【 資料 10 別表 9 「農薬検査」 】**

区分	No.	検査項目	検査頻度 (回/年)		実施地点
			主取水河川	浄水場出口	
農薬	1	テフリルトリオン	1	1	長岡市 川袋町 (信濃川取水口) 又は 見附市青木町 (刈谷田川取水口)
	2	ピラクロニル	1	1	見附市 青木町 (青木浄水場出口)

注1：水道法20条の認定を受けた検査機関に委託して検査を実施します。

注2：主取水河川とは、検査実施月において、主に取水している河川で、その河川のみ検査を実施します。

(検査を実施する月) 主取水河川、浄水場出口……8月

**【 資料 11 別表 10 「残留塩素検査」 】**

区分	No.	検査項目	検査頻度 (回/年)							
			給水栓				管末ドレン			
			椿澤町	指出町	杉澤町	中之島 西野	宮之原町	田之尻町	三林町	並木新田
一般 性状	1	残留塩素	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
	2	水温	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2

注1：給水栓については、検査機関に委託して検査を実施します。

注2：管末ドレンについては、浄水場運転管理業務の受託事業者が実施します。

なお、気温・水温に応じて、浄水場出口と管末ドレンでの残留塩素濃度に差が生じることから、適宜追加検査を実施いたします。

【資料12 別表11「原水水質検査計画 一覧表」(1)】

区分	No.	検査項目	検査対象：刈谷田川原水、信濃川原水														
			検査実施月														
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
水質基準項目(39項目)	1	一般細菌		○				○				○				○	
	2	大腸菌		○				○				○				○	
	3	カドミウム		○				○				○				○	
	4	水銀		○				○				○				○	
	5	セレン		○				○				○				○	
	6	鉛		○				○				○				○	
	7	ヒ素		○				○				○				○	
	8	六価クロム		○				○				○				○	
	9	亜硝酸態窒素		○				○				○				○	
	10	シアン		○				○				○				○	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○				○				○				○	
	12	フッ素		○				○				○				○	
	13	ホウ素		○				○				○				○	
	14	四塩化炭素		○				○				○				○	
	15	1,4-ジオキサン		○				○				○				○	
	16	シス・トランス- 1,2ジクロロエチレン		○				○				○				○	
	17	ジクロロメタン		○				○				○				○	
	18	テトラクロロエチレン		○				○				○				○	
	19	トリクロロエチレン		○				○				○				○	
	20	ベンゼン		○				○				○				○	
	21	亜鉛		○				○				○				○	
	22	アルミニウム		○				○				○				○	
	23	鉄		○				○				○				○	
	24	銅		○				○				○				○	
	25	ナトリウム		○				○				○				○	
	26	マンガン		○				○				○				○	
	27	塩化物イオン		○				○				○				○	
	28	硬度		○				○				○				○	
	29	蒸発残留物		○				○				○				○	
	30	陰イオン界面活性剤		○				○				○				○	
	31	ジェオスミン		○				○				○				○	
	32	2-メチルイソボルネオール		○				○				○				○	
	33	非イオン界面活性剤		○				○				○				○	
	34	フェノール類		○				○				○				○	
	35	有機物(TOC)		○				○				○				○	
	36	pH値		○				○				○				○	
	37	臭気		○				○				○				○	
	38	色度		○				○				○				○	
	39	濁度		○				○				○				○	

【資料12 別表11「原水水質検査計画 一覧表」(2)】

区分	No.	検査項目	検査対象：刈谷田川原水、信濃川原水													
			検査実施月													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
(4項目) 原虫検査	1	クリプトスポリジウム		○				○				○				○
	2	ジアルジア		○				○				○				○
	3	大腸菌		○				○				○				○
	4	嫌気性芽胞菌		○				○				○				○
水質管理目標設定項目 (22項目)	5	アンチモン						○								
	6	ウラン						○								
	7	ニッケル						○								
	8	1,2ジクロロエタン						○								
	9	トルエン						○								
	10	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)						○								
	11	農薬類		○		○										
	12	硬度						○								
	13	マンガン						○								
	14	遊離炭酸						○								
	15	1,1,1-トリクロロエタン						○								
	16	メチル-tert-ブチルエーテル						○								
	17	有機物等						○								
	18	臭気強度						○								
	19	蒸発残留物						○								
	20	濁度						○								
	21	pH値						○								
	22	腐食性(ラングリア指数)						○								
	23	従属栄養細菌						○								
	24	1,1-ジクロロエチレン						○								
	25	アルミニウム						○								
	26	PFOS・PFOA						○								
農薬	1	テフリルトリオン						○								
	2	ピラクロニル						○								

注1：No.11 農薬類は、信濃川・阿賀野川両水系水質協議会の共同調査による。

注2：No.1、2 農薬は、主取水河川のみ実施します。



【資料13 別表12「浄水水質検査計画 一覧表」(1)】

区分	No.	検査項目	検査対象：浄水場出口														
			検査実施月														
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
水質基準項目(51項目)	1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	カドミウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	水銀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	セレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	ヒ素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	六価クロム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12	フッ素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13	ホウ素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16	シス・トランス- 1,2ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	25	ジブromokロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	27	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	29	ブromोजクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	30	ブromホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	32	亜鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33	アルミニウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	34	鉄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	35	銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	36	ナトリウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	37	マンガン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	39	硬度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【資料13 別表12「浄水水質検査計画 一覧表」(2)】

区分	No.	検査項目	検査対象：浄水場出口													
			検査実施月													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
水質基準項目(51項目)	40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水質管理目標設定項目(26項目)	1	アンチモン							○							
	2	ウラン							○							
	3	ニッケル							○							
	4	1,2-ジクロロエタン							○							
	5	トルエン							○							
	6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)							○							
	7	亜塩素酸							○							
	8	二酸化塩素							○							
	9	ジクロロアセトニトリル							○							
	10	抱水クロラール							○							
	11	残留塩素							○							
	12	硬度							○							
	13	マンガン							○							
	14	遊離炭酸							○							
	15	1,1,1-トリクロロエタン							○							
	16	メチル-tert-ブチルエーテル							○							
	17	有機物等							○							
	18	臭気強度							○							
	19	蒸発残留物							○							
	20	濁度							○							
	21	pH値							○							
	22	腐食性(ラングリア指数)							○							
	23	従属栄養細菌							○							
	24	1,1-ジクロロエチレン							○							
	25	アルミニウム							○							
	26	PFOS・PFOA							○							
農薬	1	テフリルトリオン						○								
	2	ピラクロニル						○								
原虫	1	クリプトスポリジウム				○										

【資料13 別表12「浄水水質検査計画 一覧表」(3)】

区分	No.	検査項目	検査対象：杉澤町給水栓、中之島西野給水栓														
			検査実施月														
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
水質基準項目(51項目)	1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	カドミウム	○		○		○		○		○		○		○		○
	4	水銀	○		○		○		○		○		○		○		○
	5	セレン	○		○		○		○		○		○		○		○
	6	鉛	○		○		○		○		○		○		○		○
	7	ヒ素	○		○		○		○		○		○		○		○
	8	六価クロム	○		○		○		○		○		○		○		○
	9	亜硝酸態窒素	○		○		○		○		○		○		○		○
	10	シアン	○		○		○		○		○		○		○		○
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○		○		○		○		○		○		○
	12	フッ素	○		○		○		○		○		○		○		○
	13	ホウ素	○		○		○		○		○		○		○		○
	14	四塩化炭素	○		○		○		○		○		○		○		○
	15	1,4-ジオキサン	○		○		○		○		○		○		○		○
	16	シス・トランス- 1,2ジクロロエチレン	○		○		○		○		○		○		○		○
	17	ジクロロメタン	○		○		○		○		○		○		○		○
	18	テトラクロロエチレン	○		○		○		○		○		○		○		○
	19	トリクロロエチレン	○		○		○		○		○		○		○		○
	20	ベンゼン	○		○		○		○		○		○		○		○
	21	塩素酸	○		○		○		○		○		○		○		○
	22	クロロ酢酸	○		○		○		○		○		○		○		○
	23	クロロホルム	○		○		○		○		○		○		○		○
	24	ジクロロ酢酸	○		○		○		○		○		○		○		○
	25	ジブロモクロロメタン	○		○		○		○		○		○		○		○
	26	臭素酸	○		○		○		○		○		○		○		○
	27	総トリハロメタン	○		○		○		○		○		○		○		○
	28	トリクロロ酢酸	○		○		○		○		○		○		○		○
	29	ブロモジクロロメタン	○		○		○		○		○		○		○		○
	30	ブロモホルム	○		○		○		○		○		○		○		○
	31	ホルムアルデヒド	○		○		○		○		○		○		○		○
	32	亜鉛	○		○		○		○		○		○		○		○
	33	アルミニウム	○		○		○		○		○		○		○		○
	34	鉄	○		○		○		○		○		○		○		○
	35	銅	○		○		○		○		○		○		○		○
	36	ナトリウム	○		○		○		○		○		○		○		○
	37	マンガン	○		○		○		○		○		○		○		○
	38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	39	硬度	○		○		○		○		○		○		○		○

【資料13 別表12「浄水水質検査計画 一覧表」(4)】

区分	No.	検査項目	検査対象：杉澤町給水栓、中之島西野給水栓													
			検査実施月													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
水質基準項目(51項目)	40	蒸発残留物	○		○		○		○		○		○		○	
	41	陰イオン界面活性剤	○		○		○		○		○		○		○	
	42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	44	非イオン界面活性剤	○		○		○		○		○		○		○	
	45	フェノール類	○		○		○		○		○		○		○	
	46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水質管理目標設定項目(26項目)	1	アンチモン							○							
	2	ウラン							○							
	3	ニッケル							○							
	4	1,2ジクロロエタン							○							
	5	トルエン							○							
	6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)							○							
	7	亜塩素酸							○							
	8	二酸化塩素							○							
	9	ジクロロアセトニトリル							○							
	10	抱水クロラール							○							
	11	残留塩素							○							
	12	硬度							○							
	13	マンガン							○							
	14	遊離炭酸							○							
	15	1,1,1-トリクロロエタン							○							
	16	メチル-t-ブチルエーテル							○							
	17	有機物等							○							
	18	臭気強度							○							
	19	蒸発残留物							○							
	20	濁度							○							
	21	pH値							○							
	22	腐食性(ラングリア指数)							○							
	23	従属栄養細菌							○							
	24	1,1-ジクロロエチレン							○							
	25	アルミニウム							○							
	26	PFOS・PFOA							○							

【資料13 別表12「浄水水質検査計画 一覧表」(5)】

区分	No.	検査項目	検査対象：椿澤町給水栓、指出町給水栓													
			検査実施月													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
水質基準項目(51項目)	1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	カドミウム		○		○		○		○		○		○		○
	4	水銀		○		○		○		○		○		○		○
	5	セレン		○		○		○		○		○		○		○
	6	鉛		○		○		○		○		○		○		○
	7	ヒ素		○		○		○		○		○		○		○
	8	六価クロム		○		○		○		○		○		○		○
	9	亜硝酸態窒素		○		○		○		○		○		○		○
	10	シアン		○		○		○		○		○		○		○
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○		○		○		○		○		○		○
	12	フッ素		○		○		○		○		○		○		○
	13	ホウ素		○		○		○		○		○		○		○
	14	四塩化炭素		○		○		○		○		○		○		○
	15	1,4-ジオキサン		○		○		○		○		○		○		○
	16	シス・トランス- 1,2ジクロロエチレン		○		○		○		○		○		○		○
	17	ジクロロメタン		○		○		○		○		○		○		○
	18	テトラクロロエチレン		○		○		○		○		○		○		○
	19	トリクロロエチレン		○		○		○		○		○		○		○
	20	ベンゼン		○		○		○		○		○		○		○
	21	塩素酸		○		○	○	○		○		○		○		○
	22	クロロ酢酸		○		○	○	○		○		○		○		○
	23	クロロホルム		○		○	○	○		○		○		○		○
	24	ジクロロ酢酸		○		○	○	○		○		○		○		○
	25	ジブロモクロロメタン		○		○	○	○		○		○		○		○
	26	臭素酸		○		○	○	○		○		○		○		○
	27	総トリハロメタン		○		○	○	○		○		○		○		○
	28	トリクロロ酢酸		○		○	○	○		○		○		○		○
	29	ブロモジクロロメタン		○		○	○	○		○		○		○		○
	30	ブロモホルム		○		○	○	○		○		○		○		○
	31	ホルムアルデヒド		○		○	○	○		○		○		○		○
	32	亜鉛		○		○		○		○		○		○		○
	33	アルミニウム		○		○		○		○		○		○		○
	34	鉄		○		○		○		○		○		○		○
	35	銅		○		○		○		○		○		○		○
	36	ナトリウム		○		○		○		○		○		○		○
	37	マンガン		○		○		○		○		○		○		○
	38	塩化物イオン		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○
	39	硬度		○		○		○		○		○		○		○

【資料13 別表12「浄水水質検査計画 一覧表」(6)】

区分	No.	検査項目	検査対象：椿澤町給水栓、指出町給水栓												
			検査実施月												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
水質基準項目(51項目)	40	蒸発残留物		○		○		○		○		○		○	
	41	陰イオン界面活性剤		○		○		○		○		○		○	
	42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○	○		○		○	
	43	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○	○	○		○		○	
	44	非イオン界面活性剤		○		○		○		○		○		○	
	45	フェノール類		○		○		○		○		○		○	
	46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水質管理目標設定項目(26項目)	1	アンチモン						○							
	2	ウラン						○							
	3	ニッケル						○							
	4	1,2ジクロロエタン						○							
	5	トルエン						○							
	6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)						○							
	7	亜塩素酸						○							
	8	二酸化塩素						○							
	9	ジクロロアセトニトリル						○							
	10	抱水クロラール						○							
	11	残留塩素						○							
	12	硬度						○							
	13	マンガン						○							
	14	遊離炭酸						○							
	15	1,1,1-トリクロロエタン						○							
	16	メチル-tert-ブチルエーテル						○							
	17	有機物等						○							
	18	臭気強度						○							
	19	蒸発残留物						○							
	20	濁度						○							
	21	pH値						○							
	22	腐食性(ラングリア指数)						○							
	23	従属栄養細菌						○							
	24	1,1-ジクロロエチレン						○							
	25	アルミニウム						○							
	26	PFOS・PFOA						○							

## 【 資料 1 4 用語解説一覧 】

掲載 ページ	用語	用語の意味
1	水質基準	『水道法』第4条に基づく「水道水として必要な基準」です。 具体的な数値などは、環境省の省令で定められています。
2	原水・表流水	原水とは、水道水の原料となる水です。見附市では、刈谷田川・信濃川から取水しています。表流水とは、川を流れる水を差します
	膜ろ過	原水を水道水として飲めるように処理する方法の一つです。 小さな汚れも通さない特殊な膜で、水をきれいにします。
	凝集剤	水に含まれる汚れ・土砂などをまとめるために使う薬品です。 水の汚れ具合に応じて使用する量が多くなります。
	酸剤・アルカリ剤	いずれも、原水のpH値を中性に戻す薬品です。原水がアルカリ性の場合は酸剤・酸性の場合はアルカリ剤を使用します。
	消毒剤	原水に含まれる細菌を除去するために使用する薬品です。
	希硫酸	酸剤として使用する薬品です。 PACの効果を高め、水道水のpH値調整に使用します。
	水酸化ナトリウム	アルカリ剤として使用する薬品です。 PACの効果を高め、水道水のpH値調整に使用します。
	ポリ塩化アルミニウム	凝集剤として使用する薬品です。「PAC」とも呼ばれます。 汚れなどに付着し、フロックと呼ばれる固まりを作ります。
	次亜塩素酸ナトリウム	消毒剤として使用する薬品で、成分は、塩素系漂白剤など使用されているものと同じです。
	微粉炭	炭の粉を細かくし、吸い付く表面積を多くしたものです。 少量でより多くの不純物を除去し、資源の有効活用を図ります。
右岸	川の下流に向かって右側の岸です。反対側は左岸となります。	

掲載ページ	用語	用語の意味
3	pH値	液体の酸性・アルカリ性の度合いを示す値です。 0に近づくほど酸性になり、7を中性とし、14に近づくほどアルカリ性になります。
	クリプトスポリジウム	糞便などで汚染された水に存在する、とても小さな虫です。 消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムでも駆除することができません。
	ジアルジア	糞便などで汚染された水に存在する、とても小さな虫です。 消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムでも駆除することができません。
	残留塩素	水道法により、水道水の品質を保つために、家庭などのじゃ口での濃度が0.1mg/L以上とする必要があります。
6	管末ドレン	水道管の末端につけられた排水管です。 水道管の末端に水道水が長期間残っていると、残留塩素が減少し水質が悪化します。 古い水道水を少しずつ排水するために使用します。
8	魚類監視装置	原水を常に取り入れた水槽内で小魚を飼育し、その様子から原水の状態を把握する装置です。 原水に異常があると小魚が弱ったりします。